

第百九十六回国会衆議院において採択

された請願の処理経過

第百九十六回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

内閣受理件数

処理案決定件数

第百九十六回国会

四七〇件

四七〇件

所管省庁別目次

(第百九十六回国会請願)

一、法務省	ページ
一、厚生労働省	一七

件名	主管省	請願に対する処理要領
裁判所の人的・物的充実に関する 請願(第一〇七三号)	法務省	<p> 裁判所においては、裁判事務の合理化や人員配置の見直し等を図ってきたほか、裁判官、裁判所書記官等の増員や、施設の充実に努めてきたところであり、今後、政府における総人件費改革の趣旨を踏まえつつも、裁判所の特質等を勘案し、司法に対する国民の期待に応えるべく適正な措置を講ずるよう努力がされるものと考えている。 </p> <p> 政府としては、裁判所に本請願の趣旨を伝達するとともに、今後とも、十分に協力してまいりたい。 </p>
同(第一四五〇号)	同	右に同じ。
同(第一四五一号)	同	右に同じ。
同(第一四五二号)	同	右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
裁判所の人的・物的充実に関する 請願(第一四五三号)	法務省	右に同じ。
同(第一四五四号)	同	右に同じ。
同(第一四五五号)	同	右に同じ。
同(第一四五六号)	同	右に同じ。
同(第一四五七号)	同	右に同じ。
同(第一四五八号)	同	右に同じ。
同(第一四五九号)	同	右に同じ。
同(第一四六〇号)	同	右に同じ。

同(第一四六一号)
同(第一四六二号)
同(第一四六三号)
同(第一五八二号)
同(第一五八三号)
同(第一六四三号)
同(第一七七八号)
同(第一八六五号)
同(第二〇三一号)
同(第二一九九号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
裁判所の人的・物的充実に関する 請願(第二二〇〇号) 同(第二四〇八号) 同(第二七六〇号) 法務局・更生保護官署・入国管理 官署及び少年院施設の増員に關す る請願(第一三三〇号)	法務省 同 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 法務局、更生保護官署、地方入国管理官署及 び少年院については、従来から事務及び定員配 置の合理化を図るとともに、一方において増員 等の措置を講じてきたところであるが、今後も 法務行政に対する国民の負託に柔軟に答えられ るよう、現下の厳しい行財政事情が許す範囲内 で適正な措置を講ずるよう努力してまいりた い。 右に同じ。

同(第一三三二二号)
同(第一三三三三三号)
同(第一三三三四号)
同(第一三三三五号)
同(第一三三三六号)
同(第一三三七号)
同(第一三三八号)
同(第一三三九号)
同(第一三四〇号)
同(第一三四一号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(第一三四二号) 同(第一三六六号) 同(第一八六六号) 同(第二一六八号) 同(第二八五三号)	法務省 同 同 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

件名	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第六九九号)
主管省	厚生労働省
請願に対する処理要領	<p>一 腎疾患対策を総合的に実施するため、平成三十年度予算に、国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究費による慢性腎臓病の早期発見、早期治療、重症化予防等を目的とする研究事業及び都道府県等の慢性腎臓病対策に関する普及啓発事業等に係る費用を計上し、これらの事業の推進を図っているところである。</p> <p>また、平成三十年七月には、腎疾患対策の更なる推進を図るため、「腎疾患対策検討会報告書」を取りまとめたところである。今後とも、本報告書を踏まえつつ、慢性腎臓病の重症化予防や慢性腎臓病患者のQOLの維持向上等に取り組んでまいりたい。</p> <p>二 介護保険は、要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)により要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)</p>

	件名
	所主管省な
<p> 三 透析患者に対する通院の支援として、要介護認定等や障害福祉サービスの支給決定を受けた透析患者は、居宅から医療機関に通院する際の介助等のサービスを受けることが可能である。 </p> <p> 施設の整備については、高齢者に関しては、都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金により、地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費等の支援を行っており、また、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に関しては、社会福祉施設等施設整備費補助金に </p>	請願に対する処理要領

より、障害者等の障害福祉サービス等の基盤整備に必要な経費の一部を補助しており、必要な整備を着実に進めていく。

四 災害時における人工透析の提供体制については、「厚生労働省防災業務計画」(平成十三年二月十四日厚生労働省発総第十一号)に定めるとともに、東日本大震災においては、都道府県及び公益社団法人日本透析医会に対し、人工透析の提供体制の確保を図るよう要請した。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、公益社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークシステムの機能強化に対する補助を行い、災害時の透析患者の受入体制の充実を図った。平成三十年七月豪雨及び平成三十年北海道胆振東部地震等においては、同ネットワークシステムを通じ、国、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医会が連携して、人工透析の提供体制の確保に努めた。

今後も、地方公共団体及び公益社団法人日

	件名
	所主管省な
<p>五 腎臓移植を含めた移植医療の推進に向け、国民への普及啓発に加え、平成三十年予算において、ドナー家族に対し、臓器提供という選択肢を示す機会を増やすため、それに伴う臓器提供施設の実務負担の軽減を図るための経費を引き続き計上した。</p> <p>また、再生医療については、平成三十年予算において、実用化に近い臨床研究を重点的に支援する経費等を計上し、研究体制の充実に図っている。</p> <p>再生医療の研究の推進に資するよう、引き続き、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律</p>	請願に対する処理要領

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七〇〇号)	厚生労働省	第八十五号)の規定に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいりたい。
同(第七〇一号)	同	右に同じ。
同(第七〇二号)	同	右に同じ。
同(第七〇三号)	同	右に同じ。
同(第七〇四号)	同	右に同じ。
同(第七〇五号)	同	右に同じ。
同(第七〇六号)	同	右に同じ。
同(第七〇七号)	同	右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七〇八号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第七〇九号)	同	右に同じ。
同(第七一〇号)	同	右に同じ。
同(第七一一号)	同	右に同じ。
同(第七一二号)	同	右に同じ。
同(第七一三号)	同	右に同じ。
同(第七一四号)	同	右に同じ。
同(第七一五号)	同	右に同じ。

同(第七一六号)
同(第七一七号)
同(第七一八号)
同(第七一九号)
同(第七二〇号)
同(第七二一号)
同(第七二二号)
同(第七二三号)
同(第七二四号)
同(第七二五号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七二六号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第七二七号)	同	右に同じ。
同(第七二八号)	同	右に同じ。
同(第七二九号)	同	右に同じ。
同(第七三〇号)	同	右に同じ。
同(第七三一号)	同	右に同じ。
同(第七三二号)	同	右に同じ。
同(第七三三号)	同	右に同じ。

同(第七三四号)
同(第七三五号)
同(第七三六号)
同(第七三七号)
同(第七三八号)
同(第七三九号)
同(第七四〇号)
同(第七四一号)
同(第七四二号)
同(第七四三号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七四四号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第七四五号)	同	右に同じ。
同(第七四六号)	同	右に同じ。
同(第七四七号)	同	右に同じ。
同(第七四八号)	同	右に同じ。
同(第七七七号)	同	右に同じ。
同(第七七八号)	同	右に同じ。
同(第七七九号)	同	右に同じ。

同(第七八〇号)
同(第七八一号)
同(第七八二号)
同(第七八三号)
同(第七八四号)
同(第七八五号)
同(第七八六号)
同(第七八七号)
同(第七八八号)
同(第七八九号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七九〇号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第七九一号)	同	右に同じ。
同(第七九二号)	同	右に同じ。
同(第七九三号)	同	右に同じ。
同(第七九四号)	同	右に同じ。
同(第七九五号)	同	右に同じ。
同(第七九六号)	同	右に同じ。
同(第七九七号)	同	右に同じ。

同(第七九八号)
同(第七九九号)
同(第八〇〇号)
同(第八〇一号)
同(第八〇九号)
同(第八一〇号)
同(第八一一号)
同(第八一二号)
同(第八一三号)
同(第八一四号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八一五号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第八一六号)	同	右に同じ。
同(第八一七号)	同	右に同じ。
同(第八一八号)	同	右に同じ。
同(第八一九号)	同	右に同じ。
同(第八二〇号)	同	右に同じ。
同(第八二一号)	同	右に同じ。
同(第八二二号)	同	右に同じ。

同(第八二三号)
同(第八二四号)
同(第八二五号)
同(第八四三号)
同(第八四四号)
同(第八四五号)
同(第八四六号)
同(第八四七号)
同(第八五四号)
同(第八五五号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八五六号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第八五七号)	同	右に同じ。
同(第八五八号)	同	右に同じ。
同(第八五九号)	同	右に同じ。
同(第八六〇号)	同	右に同じ。
同(第八六九号)	同	右に同じ。
同(第八七〇号)	同	右に同じ。
同(第八七一号)	同	右に同じ。

同(第八七二号)
同(第八七三号)
同(第八七四号)
同(第八七五号)
同(第八九三号)
同(第八九四号)
同(第八九五号)
同(第八九六号)
同(第八九七号)
同(第九一三号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九一四号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第九一五号)	同	右に同じ。
同(第九三二号)	同	右に同じ。
同(第九三三号)	同	右に同じ。
同(第九四九号)	同	右に同じ。
同(第九五〇号)	同	右に同じ。
同(第九五一号)	同	右に同じ。
同(第九五二号)	同	右に同じ。

同(第九六七号)
同(第九六八号)
同(第九八一号)
同(第九八二号)
同(第九九九号)
同(第一〇〇〇号)
同(第一〇六八号)
同(第一〇六九号)
同(第一〇九〇号)
同(第一一〇〇号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一三五号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第一一三六号)	同	右に同じ。
同(第一一六二号)	同	右に同じ。
同(第一一九五号)	同	右に同じ。
同(第一二二二号)	同	右に同じ。
同(第一二二九号)	同	右に同じ。
同(第一二三〇号)	同	右に同じ。
同(第一二四六号)	同	右に同じ。

同(第一二六七号)
同(第一二七五号)
同(第一二七六号)
同(第一三〇九号)
同(第一三一〇号)
同(第一三四八号)
同(第一三八七号)
同(第一四二九号)
同(第一五一三号)
同(第一六九二号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一七八九号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第二〇九〇号)	同	右に同じ。
同(第二〇九一号)	同	右に同じ。
同(第二一二四号)	同	右に同じ。
同(第二一二五号)	同	右に同じ。
同(第二三四〇号)	同	右に同じ。
同(第二四二四号)	同	右に同じ。
同(第二四二五号)	同	右に同じ。

同(第二四二六号)
同(第二五二七号)
同(第二五二八号)
同(第二六二二号)
同(第二六二三号)
同(第二六二四号)
同(第二六二五号)
同(第二七八三号)
同(第二八六四号)
同(第二八六五号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二八九三号) 神経系疾患である筋痛性脳脊髄炎の研究推進に関する請願(第一二五三号)
主管省	厚生労働省 同
請願に対する処理要領	右に同じ。 一 筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群(以下「ME・CFS」という。)については、病因・病態の解明が必要であるが、ME・CFSは、神経系、免疫系、内分泌系等の全身の機能に異常が生じる複雑な病態であり、世界的にも未だ明確な病因・病態が解明できていない状況であると承知している。これらについて正しい認知を広める普及啓発活動を行うためには、病因・病態の解明が必要であり、そのための研究について、引き続き支援してまいりたい。 二 ME・CFSに関する研究については、日本医療研究開発機構(AMED)の行う障害者対策総合研究開発事業において、研究が行わ

同(第二三四七号)	同	右に同じ。
同(第二三四八号)	同	右に同じ。
同(第二三四九号)	同	右に同じ。
同(第二三五〇号)	同	右に同じ。
同(第二三五一号)	同	右に同じ。
同(第二三五二号)	同	右に同じ。

れている。また、同機構が行う創業基盤推進
 研究事業においても、革新的な新薬の開発に
 対して支援を実施する「産学官共同創業研究
 プロジェクト(GAPFRE)」の一環とし
 て、探索的な研究が行われているところであ
 る。引き続き、必要な研究を進めてまいりた
 い。

件名	主管省	請願に対する処理要領
神経系疾患である筋痛性脳脊髄炎の研究推進に関する請願(第二三五三号) 同(第二三五四号) 同(第二三五五号) 同(第二三五六号) 同(第二三五七号) 同(第二三五八号) 同(第二三五九号) 同(第二三六〇号)	厚生労働省 同 同 同 同 同 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

同(第二三六一号)
同(第二三六二号)
同(第二三六三号)
同(第二三六四号)
同(第二四四一号)
同(第二四四二号)
同(第二四四三号)
同(第二四四四号)
同(第二四四五号)
同(第二四四六号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
神経系疾患である筋痛性脳脊髄炎の研究推進に関する請願(第二四四七号) 同(第二四四八号) 同(第二四四九号) 同(第二四五〇号) 同(第二四五一号) 同(第二四五二号) 同(第二四五三号) 同(第二四五四号)	厚生労働省 同 同 同 同 同 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

同(第二四五五号)
同(第二四五六号)
同(第二四五七号)
同(第二四五八号)
同(第二五四〇号)
同(第二五四一号)
同(第二五四二号)
同(第二五四三号)
同(第二五四四号)
同(第二五四五号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
神経系疾患である筋痛性脳脊髄炎の研究推進に関する請願(第二六四五号) 同(第二六四六号) 同(第二六四七号) 同(第二六四八号) 同(第二六四九号) 同(第二六五〇号) 同(第二七一八号) 同(第二七一九号)	厚生労働省 同 同 同 同 同 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

同(第二七二〇号)
同(第二七二一号)
同(第二七二二号)
同(第二七九四号)
同(第二七九五号)
同(第二七九六号)
同(第二八三七号)
同(第二八四四号)
同(第二八四五号)
同(第二八六一号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>神経系疾患である筋痛性脳脊髄炎の研究推進に関する請願(第二九一七号)</p> <p>同(第二九一八号)</p> <p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一四七三号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>一 難病の原因の究明、治療法の早期開発及び診断基準の確立などの難病の研究等の推進については、平成三十年度予算において、約百億円を計上しており、厚生労働科学研究費補助金等の難治性疾患政策研究事業及び難治性疾患実用化研究事業に取り組んでいる。引き続き、これらの研究を推進してまいりたい。</p> <p>治療体制の確立については、都道府県において、新たな難病の医療提供体制を整備するための経費について、平成三十年度予算において、約五億円を計上しており、引き続き、</p>

全ての都道府県で地域の実情に応じた医療提供体制が構築されるよう取り組んでまいりたい。

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）第五条に基づく指定難病の対象となる疾病の拡大については、難病法施行時の百十疾病から、平成三十年四月に三百三十一疾病まで拡大したところである。また、ポスターの作成、リーフレットの配布、政府広報等を行っており、これらの取組を通して、難病に対する国民の理解が促進されるよう、努めてまいりたい。

二 医療費等の経済的負担の軽減については、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、高額療養費制度により、経済的負担の軽減を図っている。また、特に難病患者については、難病法に基づく医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を

件名	
所主管省な	
請願に対する処理要領	<p>図っている。</p> <p>難病患者の就労支援については、公共職業安定所において、様々な難病の症状に応じた助言ができる難病患者就職サポーターを配置し、個々の症状の特性を踏まえた職業相談等を行っている。</p> <p>障害福祉サービスについても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の改正により、障害者の地域での一人暮らしを支援する「自立生活援助」等の新サービスが創設され、平成三十年四月一日から施行されているところである。</p> <p>三 慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減並びに長期療養をしている児童の自立を図るため、平成二十七年一月から、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を実施して</p>

いる。

また、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の規定に基づき、平成二十七年十月に、小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針(平成二十七年厚生労働省告示第四百三十一号)を策定するとともに、小児から成人への移行期医療支援体制を構築するため、平成二十九年十月に都道府県向けの移行期医療に係るガイドを策定している。さらに、都道府県の移行期医療支援体制を整備するための経費について、平成三十年年度予算において、約三千万円を計上しており、今後も、慢性的な疾病を抱える児童等の健全な育成に係るこれらの施策を推進してまいりたい。

難病及び慢性疾患等の障害のある幼児、児童及び生徒に対しては、教育基本法(平成十

	件名
	所主管省な
<p>四 難病の医療提供体制については、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るため</p> <p>る。</p> <p>四 難病の医療提供体制については、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るため</p>	<p>請願に対する処理要領</p> <p>八年法律第二十号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の趣旨を踏まえ、特別支援学校及び特別支援学級等において一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた教育を行うなど、特別支援教育の充実に向けた取組を進めており、病院等に入院又は通院して治療を受けている児童生徒に対しては、教育機会を確保することを目的とした事業を実施している。また、医療的ケアを行う看護師の配置に必要な経費を補助するとともに、酸素吸入や人工呼吸器の管理など、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する学校における医療的ケアの実施体制の充実に図ることを目的とした事業を実施している。</p>

の基本的な方針（平成二十七年厚生労働省告示第三百七十五号）を踏まえ、平成二十八年十月に、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において「難病の医療提供体制の在り方について（報告書）」を取りまとめ、平成二十九年四月に「都道府県における地域の実情に応じた難病の医療提供体制の構築について」（平成二十九年四月十四日健難発〇四一四第三号厚生労働省健康局難病対策課長通知）を发出し、都道府県において地域の実情に応じた難病の医療提供体制を構築するに当たって参考とするための「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」を示している。これらを踏まえ、都道府県において、新たな難病の医療提供体制が構築されるよう取り組んでまいりたい。

医師の確保については、平成二十年度以降、医学部入学定員を臨時的に増員してきており、平成三十年度は九千四百十九名として

件名	
所主管省	
請願に対する処理要領	<p> いるほか、医師が不足している地域の病院に対する支援等を行っているところである。 看護師等の確保については、これまでも、離職する看護師等について都道府県ナースセンターへの届出制度を活用した再就業の支援等の対応を行っているところである。 また、医師需給の見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討するため、平成二十七年十二月より「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」を開催し、同分科会での議論等を踏まえ、医師偏在対策等を含む「医療法及び医師法の一部を改正する法律案」を第百九十六回通常国会に提出し、同国会において成立、平成三十年七月二十五日に公布されたところである。引き続き地域医療の格差の解消に取り組んでまいりたい。 </p>

また、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金(医療分)については、平成三十年度予算において、公費約九百三十四億円を計上している。各都道府県における医療従事者等の確保及び養成に資するため、地域の実情に応じて本基金を活用していただくこととしている。

難病患者に対するリハビリテーションについては、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて、特定医療費の支給対象とするとともに、在宅の難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な技能を有するホームヘルパーを養成するため、平成三十年度予算において、約千万円を計上し、自治体が実施する研修事業に対して補助を実施している。

さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した質の高い在宅医療の確保や、在宅医療に

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一四七四号)</p> <p>同(第一四七五号)</p> <p>同(第一四七六号)</p> <p>同(第一四七七号)</p> <p>同(第一四七八号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で中心となって人材育成事業を支えることのできる高度人材の育成などの取組により、在宅医療の提供体制の充実に取り組んでまいりたい。</p>

同(第一四七九号)
同(第一四八〇号)
同(第一四八一号)
同(第一四八二号)
同(第一四八三号)
同(第一四八四号)
同(第一四八五号)
同(第一四八六号)
同(第一四八七号)
同(第一四八八号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一四八九号)</p> <p>同(第一四九〇号)</p> <p>同(第一四九一号)</p> <p>同(第一四九二号)</p> <p>同(第一四九三号)</p> <p>同(第一四九四号)</p> <p>同(第一四九五号)</p> <p>同(第一四九六号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p>

同(第一四九七号)
同(第一四九八号)
同(第一四九九号)
同(第一五〇〇号)
同(第一五〇一号)
同(第一五〇二号)
同(第一五〇三号)
同(第一五〇四号)
同(第一五〇五号)
同(第一五〇六号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一五〇七号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第一六〇八号)	同	右に同じ。
同(第一六〇九号)	同	右に同じ。
同(第一六一〇号)	同	右に同じ。
同(第一六一一号)	同	右に同じ。
同(第一六一二号)	同	右に同じ。
同(第一六一三号)	同	右に同じ。
同(第一六一四号)	同	右に同じ。

同(第一六一五号)
同(第一六一六号)
同(第一六一七号)
同(第一六一八号)
同(第一六一九号)
同(第一六二〇号)
同(第一六二一号)
同(第一六二二号)
同(第一六二三号)
同(第一六二四号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一六二五号) 同(第一六二六号) 同(第一六二七号) 同(第一六六四号) 同(第一六六五号) 同(第一六六六号) 同(第一六六七号) 同(第一六六八号)	厚生労働省 同 同 同 同 同 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

同(第一六六九号)
同(第一六七〇号)
同(第一六七一号)
同(第一六七二号)
同(第一六七三号)
同(第一六七四号)
同(第一六七五号)
同(第一七四七号)
同(第一七四八号)
同(第一七四九号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一七五〇号)</p> <p>同(第一七五一号)</p> <p>同(第一七五二号)</p> <p>同(第一七五三号)</p> <p>同(第一七五四号)</p> <p>同(第一八二二号)</p> <p>同(第一八二三号)</p> <p>同(第一八二四号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p>

同(第一八二五号)
同(第一九一〇号)
同(第一九一一号)
同(第一九一二号)
同(第一九一三号)
同(第一九一四号)
同(第一九一五号)
同(第一九六二号)
同(第一九六三号)
同(第一九六四号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一九六五号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第二〇〇一号)	同	右に同じ。
同(第二〇〇二号)	同	右に同じ。
同(第二〇九九号)	同	右に同じ。
同(第二一〇〇号)	同	右に同じ。
同(第二一〇一号)	同	右に同じ。
同(第二一〇二号)	同	右に同じ。
同(第二一三六号)	同	右に同じ。

同(第二一三七号)
同(第二一三八号)
同(第二一九号)
同(第二二二二号)
同(第二二三三号)
同(第二二三四号)
同(第二二三五号)
同(第二二三六号)
同(第二二三七号)
同(第二二三八号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第二三六八号)</p> <p>同(第二四六〇号)</p> <p>同(第二四六一号)</p> <p>同(第二四六二号)</p> <p>同(第二四六三号)</p> <p>同(第二四六四号)</p> <p>同(第二四八号)</p> <p>同(第二五四九号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p>

同(第二五五〇号)	同(第二五五一号)	同(第二六五二号)	同(第二七二五号)	同(第二七九九号)	同(第二八〇〇号)	同(第二八六二号)	同(第二八六六号)
同	同	同	同	同	同	同	同
右に同じ。							

件名	<p>ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者の支援と肝炎ウイルス検診等の推進に関する請願(第二〇七三号)</p>
所管省	<p>厚生労働省</p>
請願に対する処理要領	<p>一 B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス(以下「肝炎ウイルス」という。)による肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえて、患者の医療費負担の軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進する仕組みを構築するため、平成三十年度予算において、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る費用を計上している。本事業については、平成三十年十二月から開始したところであり、本事業を平年度化して実施するため、引き続き必要な財源を確保してまいりたい。</p> <p>二 政府においては、肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成二十八年厚生労働省告示第二百七十八号。以下「基本指針」という。)に基づき、肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進を図っている。</p> <p>肝硬変については、基本指針で、肝硬変等</p>

に対する医薬品や治療法の開発等を今後の取り組みべき課題と位置付けており、「肝炎研究十力年戦略」(平成二十三年十二月二十六日策定)に基づき、肝硬変の病態やQOL改善に関する治療薬・治療法を開発する研究を行っているところである。

また、肝がんについても、「がん研究十力年戦略」(平成二十六年三月三十一日策定)に基づき、肝がんも含めたがんに対する新規薬剤を開発するための研究や、新たな標準治療を創るための研究を行っているところである。

三 B型肝炎の画期的な治療薬については、基本指針で、B型肝炎や肝硬変に対する医薬品や治療法の開発等を今後の取り組みべき課題と位置付けており、「肝炎研究十力年戦略」に基づき、B型肝炎の創薬実用化研究を推進している。

これまでのB型肝炎の創薬実用化研究にお

	件名
	所主管省な
<p>四 肝炎対策においては、肝炎の早期発見及び早期治療が重要であると考えている。このため、政府としては、地方公共団体において行われる肝炎ウイルス検査及び受検勧奨、職場での検査促進等の取組の支援を行うとともに、肝炎総合対策国民運動事業等による普及啓発を通じて、肝炎ウイルス検査の受検及び陽性者の受診促進の更なる推進を図っている。また、地方公共団体に対し、土日及び夜間における検査及び出張型検査の実施、医療</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

機関への委託検査、健康診査の場の活用等の受検者の利便性に配慮した取組を行うよう働きかけてきたところである。

さらに、平成二十六年から、陽性者を早期治療につなげ、重症化予防を図る観点から、陽性者のフォローアップを実施するとともに、肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者を対象とする初回精密検査費用の助成並びに肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの患者を対象とする定期検査費用の助成を実施している。定期検査費用の助成については、平成二十七年には助成回数を年一回から年二回に増やし、平成二十八年度には対象者を高所得以外の世帯の者に拡大し、平成二十九年度には一定以下の所得の世帯の者の自己負担額の軽減を図り、平成三十年度には助成を受けるために必要な医師の診断書の提出の省略を図る等、支援の充実に向けた取組を行っている。加え

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者の支援と肝炎ウイルス検診等の推進に関する請願(第二〇七四号)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>右に同じ。 て、肝炎ウイルスによる肝炎の早期治療の促進のため、抗ウイルス治療に係る医療費助成を行っている。</p>
<p>同(第二〇七五号)</p>	<p>同</p>	<p>右に同じ。</p>
<p>同(第二〇七六号)</p>	<p>同</p>	<p>右に同じ。</p>
<p>同(第二〇七七号)</p>	<p>同</p>	<p>右に同じ。</p>
<p>同(第二〇七八号)</p>	<p>同</p>	<p>右に同じ。</p>

同(第二〇七九号)
同(第二〇八〇号)
同(第二〇八一号)
同(第二〇八二号)
同(第二〇八三号)
同(第二〇八四号)
同(第二一四一号)
同(第二一四二号)
同(第二一四三号)
同(第二一四四号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者の支援と肝炎ウイルス検診等の推進に関する請願(第二一四五号) 同(第二二四六号) 同(第二二四七号) 同(第二二四八号) 同(第二二七八号) 同(第二二七九号) 同(第二二四〇号)	厚生労働省 同 同 同 同 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

同(第二三四一号)
同(第二三四二号)
同(第二二四三号)
同(第二三六九号)
同(第二三七〇号)
同(第二四六六号)
同(第二五五二号)
同(第二五五三号)
同(第二五五四号)
同(第二五五五号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者の支援と肝炎ウイルス検診等の推進に関する請願(第二五五六号) 同(第二六五四号) 同(第二六五五号) 同(第二七二八号) 同(第二七二九号) 同(第二七三〇号) 同(第二七三二号)	厚生労働省 同 同 同 同 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

同(第二八〇二号)	同	右に同じ。
同(第二八〇三号)	同	右に同じ。
同(第二八〇四号)	同	右に同じ。
同(第二八〇五号)	同	右に同じ。
同(第二八〇六号)	同	右に同じ。
同(第二八〇七号)	同	右に同じ。
同(第二八三八号)	同	右に同じ。
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(第二一一六号)	同	一 政府としては、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する観点から、公益社団法人日本てんかん協会及び一般社団法人日本てんかん学会が共催する「世界てんかんの日」記念事業や、同協会及び同学会が定

件名	
所主管省	
請願に対する処理要領	<p>める「てんかん月間」に対し、後援及び担当官による行政報告などを行っているところである。</p> <p>このほか、精神保健医療福祉の一環として、てんかんについて施策を講じているところであり、平成十六年九月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において掲げた「こころのバリアフリー宣言」や平成二十一年九月に「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において取りまとめた「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」に基づき、精神障害に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。また、平成二十七年からは、「てんかん地域診療連携体制整備事業」において、地域住民等への普及啓発を実施している。</p> <p>これらの取組に加え、平成二十六年三月に</p>

策定した「良質かつ適切な精神障害者の医療の提供を確保するための指針」(平成二十六年厚生労働省告示第六十五号。以下「指針」という。)において、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する旨が規定されていることを踏まえ、「ヘルプマーク」の配布等の各地方公共団体での取組も参考にしつつ、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を進めてまいりたい。

二 平成二十三年度から平成二十五年度までの厚生労働科学研究費補助金による障害者対策総合研究事業(精神障害分野)「てんかんの有病率等に関する疫学研究及び診療実態の分析と治療体制の整備に関する研究」において、全国の主なてんかん診療施設のリスト等をインターネット上に掲載し、地域診療と関連諸学会専門医が連携した「てんかん診療ネットワーク」の基盤を形成している。また、指針において、専門的な診療を行うことができる

	件名
	所主管省な
<p> 請願に対する処理要領 体制を整備し、てんかんの診療ネットワークを整備する旨を盛り込み、平成二十七年（2015年）度からは、てんかんに罹（り）患している者・家族が地域において適切な支援が受けられるための地域診療連携体制の構築のため、「てんかん地域診療連携体制整備事業」を実施し、全国のてんかん診療拠点機関の整備を進めている。さらに、平成三十年度から開始している各都道府県の第七次医療計画では、指針を踏まえて、てんかんを含めた多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、医療機関相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療提供を実現していけるよう、てんかんに対応できる医療機関を明確化することとしている。引き続き、地域におけるてんかん診療ネットワークの整備を進めてまいりたい。 専門医については、現在、医学に係る </p>	

各学会が、それぞれの分野の医師の育成を目的として認定を行っており、てんかんについても、一般社団法人日本てんかん学会がてんかん専門医を認定している。また、非専門医についても、「てんかん地域診療連携体制整備事業」において医療従事者を対象とした研修を実施している。引き続き、このような機会を活用し、てんかんに関する情報の周知を図ってまいりたい。

重度者への対応については、指針において、精神科と他の診療科の連携に係る取組を推進する旨を盛り込んでいくところであり、引き続き、取組を進めてまいりたい。

救急医療体制については、休日夜間に比較的軽傷の患者を受け入れる初期救急、入院を要する救急患者を受け入れる二次救急及び重篤な患者を受け入れる三次救急でそれぞれ役割を分担し、地域において効率的かつ円滑に患者を受け入れる体制整備を図るため、医療

	件名
	所主管省な
<p>請願に対する処理要領</p> <p>提供体制推進事業費補助金等を通じて支援を行っており、引き続き、救急医療体制の充実に努めてまいりたい。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援給付の支給決定及び支給認定の申請時に添付することとされている診断書の取得のための費用を公費負担とすることについては、新たな財源の確保が必要となること等を踏まえて慎重に検討する必要がある。</p> <p>災害時における医薬品の供給体制については、地域の卸売業者を介した供給に加え、必要に応じて国や業界団体が連携して広域支援を実施する体制を整備するとともに、都道府県における医薬品備蓄により供給体制を整備</p>	

している。こうした取組により、抗てんかん薬も含め、災害時における医薬品の安定的な供給体制の確立を図ってまいりたい。

難治てんかんの研究については、現在、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において難治性疾患実用化研究事業により「低悪性度てんかん原性腫瘍の分子遺伝学的診断ガイドラインに向けたエビデンス創出」及び「海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかんの原因遺伝子同定と発症機構の解明」に関する研究を実施している。これらの研究が進展し、病態解明や新薬開発が推進されるよう、引き続き必要な支援を行ってまいりたい。

なお、精神・神経疾患研究開発事業の研究課題については、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに置く精神・神経疾患研究開発評価委員会の意見を聴取した上で決定されており、同事業において、特定の疾患について研究の拡充を約束することは

	件名
	所主管省な
<p>三 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第五十一号。以下「改正法」という。)により、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)を踏まえた基本理念を障害者総合支援法に盛り込み、重度訪問介護の対象拡大並びにケアホーム及びグループホームの一元化等の見直しを行い、平成二十六年四月から施行されている。</p> <p>また、改正法により、平成二十六年四月から、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、「障害支援区分」の認定に関しては、てんかんに罹(り)患している者を含む精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、認定業務に携わる者の資質の向上を図る取組等を</p>	<p>請願に対する処理要領</p> <p>困難である。</p>

行っている。

障害者総合支援法では、地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、障害者等及びその家族も含め、関係機関等で構成される協議会を設置するよう努めなければならないこととされている。

また、障害者総合支援法に基づき国が定める第四期以降の障害福祉計画の基本指針においても、市町村及び都道府県において障害福祉計画を作成又は変更するに当たっては、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要な旨を定めている。

てんかんを含む精神医療及び精神保健福祉に関する相談に対応する精神保健福祉センター等では、相談指導を行う際に、必要に応じて関係機関の協力を求めることとしており、引き続き、てんかんに罹(り)患している

	件名
	所主管省な
<p>四 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第百二十三号)に基づき、平成二十八年四月から、事業主に対し、雇用の分野における障害者に対する差別が禁止されるときともに、障害者が職場で働くに当たつての支障を改善するための措置の実施が義務付けられているほか、障害者に対する差別等が行われている場合、必要に応じて厚生労働大臣が助言、指導又は勧告を行うことができることとされている。</p> <p>同法の周知啓発に努めるとともに、てんかんに罹(り)患していることを理由とする差別がなされている場合や、てんかんに罹(り)患している者の能力の有効な発揮の支障となつ</p>	<p>請願に対する処理要領</p> <p>者を含む障害者が地域社会で安心して暮らすことができる体制の整備に取り組んでまいりたい。</p>

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(第二一七号)

同(第二一八号)

厚生労働省

同

ている事情を改善する等のために必要な合理的配慮の提供がなされていない場合など、同法の規定に違反する事案が認められる場合には、その是正を図ってまいりたい。

さらに、平成三十年四月から、てんかんに罹(り)患している者を含む精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わっており、引き続き、公共職業安定所において、障害者がその能力に適合する職業に就けるよう、個々の障害者の障害特性等に応じた就職支援に努めてまいりたい。

右に同じ。

右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(第二一八〇号) 同(第二二八一号) 同(第二二八二号) 同(第二二八三号) 同(第二二八四号) 同(第二二八五号) 同(第二二四四号) 同(第二二四五号)	厚生労働省 同 同 同 同 同 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

同(第二二四六号)
同(第二三七一号)
同(第二三七二号)
同(第二三七三号)
同(第二三七四号)
同(第二三七五号)
同(第二四六七号)
同(第二五五七号)
同(第二五五八号)
同(第二七三二号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願（第二八〇八号） 同（第二八〇九号） 同（第二八四九号）	厚生労働省 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。